

議案第 1 1 号

羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の子育て休業等に関する条例の一部を改正する条例

(羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第 1 条 羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第 8 条の 3 第 1 項中「の子」の次に「(民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第 4 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に、「日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に改め、「第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の次に「(民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）」を加

え、「あるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「1月について24時間」を「1か月について23時間15分」に、「150時間」を「145時間20分」に改め、「(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。第4項において同じ。)」を削り、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項及び第4項において同じ。）をさせてはならない。

第8条の3第5項中「前4項」を「前各項」に改める。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第12条第1項第1号中「次号」の次に「及び第3号」を加え、同項第2号中「当該年」を「次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、羽生市以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者（以下この号において「地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等」という。）であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他規則で定める職員 地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数

第14条第2項第4号中「6月（1月）」を「6か月（1か月）」に、「7月から9月まで」を「7か月から9か月まで」に、「10月」を「10か月」に改め、同項第6号中「（昭和22年法律第49号）」を削り、同項第16号中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、同項第19号中「提供する」を「を提供する」に改め、同条第4項中「すべて」を「全て」に改める。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を加え、「勤務しない」を「任命権

者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6か月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しない」に改め、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内」を「指定期間内」に改め、同条第3項中「第5条」を「第14条」に、「第14条」を「第18条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第18条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第17条（見出しを含む。）中「介護休暇」を「介護休暇、介護時間」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

羽生市職員の育児休業等に関する条例

第1条中「規程」を「規定」に改める。

第2条各号を次のように改める。

(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(2) 羽生市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第2号）第4条の規定により引き続いて勤務している職員

第2条の次に次の2条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童の親その他の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員で同条第1号に規定する養育里親であるものに同法第27条第1項第3号の規定により委託されている者とする。

（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第2条の3 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第3条の見出し中「再度の育児休業をすることができる」を「育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条第5号中「再度の」を削り、同号を同条第6号とし、同条第4号中「当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるも

のに限る。)が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法)を「3か月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業)に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第7条第1項及び第2項中「6箇月」を「6か月」に改める。

第9条各号を次のように改める。

(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(2) 羽生市職員の定年等に関する条例第4条の規定により引き続き勤務している職員

第10条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前

の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第10条第6号を同条第7号とし、同条第5号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法」を「3か月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「第13条第3号」を「第13条第2号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中「、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）は」を削り、「勤務日」を「育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日」に改める。

第12条中「規程」を「規則」に、「1月前まで」を「1か月前まで」に改める。

第13条各号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

第16条の表第4条第2項及び第4項の項中「(平成7年条例第7号)」を「(平成7年条例第7号。以下「勤務時間条例」という。)」に改め、同表第4条第12項の項の次に次のように加える。

第4条の2	羽生市職員	勤務時間条例 の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 (平成7年条例第7号。以下「勤務時間条例」という。)
-------	-------	--

第16条の表中

第13条の2 第2項第2号	再任用短時間勤務職員
第16条第1項	支給する

を

第 1 3 条 の 2 第 2 項 第 2 号	再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員
第 1 6 条 第 1 項	支 給 す る

に改め、同表第 1 6 条第 4 項の項中

「職員の育児休業等に関する条例」を「羽生市職員の育児休業等に関する条例」に改め、同表第 1 6 条第 5 項の項中「職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 4 号）」を「羽生市職員の育児休業等に関する条例」に改める。

第 1 8 条の表第 4 条第 2 項及び第 4 項の項中「平成 7 年条例第 7 号」の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加え、同項の次に次のように加える。

第 4 条 の 2	羽 生 市 職 員 勤 務 時 間 条 例 の 勤 務 時 間、休 日 及 び 休 暇 に 関 す る 条 例 (平 成 7 年 条 例 第 7 号 。 以 下 「 勤 務 時 間 条 例 」 と い う。)
-----------	---

第 1 8 条の表第 1 6 条第 4 項の項中「職員の育児休業等に関する条例」を「羽生市職員の育児休業等に関する条例」に改め、同表第 1 6 条第 5 項の項中「職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年

条例第4号)」を「羽生市職員の育児休業等に関する条例」に改める。

第19条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」に改め、同条各号を削る。

第20条第1項中「部分休業」の次に「(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」を加え、同条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第17条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該特別休暇」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

第21条中「第5条」を「第14条」に、「第14条」を「第18条」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第15条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下「初日」という。)から起算して6か月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して

6か月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

平成29年3月1日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明